看護小規模多機能型居宅介護のぞみ

重要事項説明書

（　　登録利用　　・　　短期利用　　）

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所はご利用者様に対して看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供をいたします。
看護小規模多機能型居宅介護を利用いただける方は主治医による訪問看護指示書を頂ける方、要介護1～5の介護認定を受けられている方、当事業所を居宅サービス計画作成担当事業所として届け出を福祉事務所に出された方になります。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

＊＊＊目次＊＊＊

１．　事業者
２．　事業所の概要
３．　事業実施地域及び営業時間
４．　職員の配置状況
５．　当事業所が提供するサービスと利用料金
６．　苦情の受付について
７．　運営推進会議の設置
８．　協力医療機関、バックアップ施設
９．　非常災害時の対応
１０．　転倒・転落について
１１．　虐待について
１２．　サービス利用にあたっての留意事項

1．事業者

（1）法人名　　社会福祉法人　岡山博愛会
（2）法人所在地　　岡山県岡山市中区江崎 456-2 番地
（3）電話番号　　086-274-8101
（4）代表者氏名　　更井　哲夫

2．事業所の概要

（1）事業所の種類　　看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
（2）事業所の目的　　住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、自宅での生活が可能な限り継続できるための生活支援を目的として、通い・訪問（看護・介護）・宿泊サービスを柔軟に組み合わせたサービスを提供します。
自宅、通い、泊まりにおいて、日常生活上の世話及び機能訓練ならびに療養上の世話又は必要な診療の補助を適切に提供します。

（3）事業所の名称　　看護小規模多機能型居宅介護のぞみ
（4）事業所の所在地　　岡山県岡山市中区御幸町 4-1
（5）電話番号　　086-206-4161
（6）事業所長（管理者）氏名　黒﨑　美紀
（7）当事業所の運営方針

1．本事業所において提供される介護サービスは「社会福祉法人岡山博愛会」の理念に基づき行われるものとする。
2．ご利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。更にご利用者様及びその御家族等のニーズに沿った介護計画を個別に作成し、ご利用者様やご家族様が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 適切な看護・介護技術をもって常にサービスの質の向上を目指す。
4. ケアプラン（サービス計画書）に沿った介護サービスを提供する。

（8）開設年月　　令和 2 年 10 月 1 日
（9）登録定員　　29 人
（通いサービス定員　18 人、宿泊サービス定員　9 人）
（10）居室等の概要　　当事業所では、以下の居室・設備があります。
居室は全て個室です。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	9 室	ナースコール配備、掃き出し窓開閉感知
居間			台所
食堂			浴室
消防設備	火災通報装置・煙探知機・スプリンクラー		
その他	事務室・相談室		

※前項は、厚生労働省が定める基準により、看護小規模多機能型居宅介護の事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　　岡山市

※上記以外の地域の方は原則として当事業のサービスを利用できません。

（２）営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日・祝日　　９時３０分～１６時
訪問サービス	適宜
宿泊サービス	月～日・祝日　　１６時～翌９時３０分

※受付・相談の対応時間は通いサービスの時間と同様です。

４．職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員配置については、指定基準を尊守しています。

従業者の職種	常勤	職務の内容
１．管理者	１人	管理業務
２．介護支援専門員	１人	計画書作成・相談・調整
３．介護職員	３人以上	日常生活介護・相談
４．看護職員	2.5 人以上	健康管理等医療業務

＜主な職種の勤務体制＞

職　　種	勤　務　体　制
１．管理者	主な勤務時間：8 時 30 分～17 時
２．介護支援専門員	主な勤務時間：8 時 30 分～17 時
３．介護職員 看護職員	主な勤務時間：8 時 30 分～17 時 遅　出　　：10 時～18 時 30 分 夜　勤　　：16 時 30 分～翌 9 時 半　日　　：8 時 30 分～13 時 12 時 30 分～17 時 必要時、ご利用者様の状況に合わせた勤務時間を設定します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者様に対して以下のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、以下２つの場合があります。

（1） 利用料金が介護保険から給付される場合 （介護保険の給付の対象となるサービス）

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスは食費を除き、介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合に応じて介護保険から給付されます。

＜通いサービス＞

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練を実施します。

1）食事

・ご利用者様の摂食状況に合わせた食事内容や形態を考慮した食事の提供（自費）を行い、必要時食事介助を行います。栄養面や衛生管理の観点から、ご自宅からの食品の持ち込みはご遠慮下さい。
医師の指示などで流動食のご利用のある方、栄養補助食品などの定期的利用の必要な方は、事前にご連絡ください。

2）入浴

・入浴：特殊浴（ミスト)、個浴また状態に合わせて部分浴、清拭を行います。
・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の見守り等の介助を行います。
・身体状況によって施設での入浴が必要な方が利用いただけます。

3）排泄

・ご利用者様の状況に応じて排泄の介助を行います。
・必要時、浣腸や摘便などの排便調整を行います。

4）機能訓練

・ご利用者様の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の維持・向上に努めます。

5）健康チェック

・ご利用者様の全身状態の観察を行い、必要時医師への相談を提案します。

6）送迎サービス

・必要に応じてご自宅と事業所間の送迎を行います。

＜訪問サービス＞

・自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活支援や機能訓練を実施します。
・訪問サービス実施の際に必要な備品等（衛生用品・水道・ガス・電気を含む）はご自宅での負担となります。

＜宿泊サービス＞

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活支援や機能訓練を実施します。

＜サービス利用費用について＞

〇料金表別紙参照

ア　通い・訪問・宿泊（介護費用分）

利用料金は 1 か月ごとの包括費用（定額）です。
ご利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）をお支払い頂きます。（サービスの利用料金はご利用者様の要介護度に応じて異なります）。

☆月ごとの包括料金で一定となりますので、ご利用者様の体調不良や状態の変化により看護小規模多機能型居宅介護の計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません。

☆月途中から登録した場合、または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・ご利用者様が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・ご利用者様と当事業所のサービス利用が終了した日

☆利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、利用料は全額いったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

イ　その他　加算・減算について

○加算料について　料金表参照

○減算について

医療訪問看護減算（介護度別）

※医療訪問看護について

悪性腫瘍、その他別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った場合は医療保険による訪問看護を実施し介護保険から所定の単位数を減算します。
≪対象者≫　癌末期、指定難病、特別指示書対象者（一時的に頻回な訪問が必要）

ウ　看取りケアについて

ご利用者様、ご家族様の意向を確認し主治医と連携のもと看取りの支援を行います。
ご家族様の希望によりエンゼルケアを行った場合は処置料を算定させていただきます。
処置料・・・16500 円

エ　短期利用居宅介護利用（外部居宅介護支援利用者対応）

緊急時における短期利用や宿泊ニーズへ対応します。
登録定員に余裕があり宿泊室に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合など一定の条件を満たした場合に登録者以外の短期利用が可能となります。
☆利用は 7 日以内（やむを得ない事情がある場合は 14 日まで利用可能）
☆登録数が定員未満であること
☆登録者のサービスに支障がないこと
☆ご利用者様の身体的状況やご家族様の事情などにより、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急利用の必要性があると判断した場合
※イの加算は含まれません

（２） 利用料金の全額をご利用者様にご負担いただく場合
（介護保険の対象とならないサービス）

(2) 介護保険の給付に該当しないサービス

以下のサービスは、実費負担となります。

ア　食事の提供　（食事代）

○事業所での食事の提供（通い・泊まり）
料金・・・朝食　450 円　　昼食　670 円　　夕食　670 円
昼食代：お休みでキャンセルされる場合は当日の 9：00 までに連絡をお願いします。

9：00 以降のキャンセルは昼食代を頂きます。
栄養補助食品提供した場合　1個 150 円頂きます。

○配食サービス
料金・・・主食付　上記と同じ料金　　おかずのみ　朝３３０円、昼・夕５３０円

イ　宿泊に要する費用

宿泊サービスを利用する際に必要な宿泊費用です。
1泊 3000 円

ウ　おむつ・おやつ代

おむつ・・・事業所が採用しているおむつを使用させていただいており、実費相当額をいただきます。
おやつ・・・デイサービス利用１回につき 100 円いただきます。

エ　レクリエーション活動

1か月 300 円　（1回/月　行事費用も含む）

・リハビリを含むレクリエーション活動を実施しており、可能な限り参加を勧めております。
・その他、行事・活動費として参加された場合、実費を頂くことがありますが、その際は事前に相談させて頂きます。

オ　洗濯代

状況により必要な方は利用できます。
1回・・・500 円（洗剤代込み）
※料金改定がある場合は事前に説明させていただきます。

（３）利用料金のお支払い方法

利用料金の支払いは、預金口座振替（自動払込）をお願いしています。
※現在中国銀行のみの取り扱いです
やむを得ず困難な場合は、振込、現金により指定期日までにお願いします。

（４）利用の中止、変更、追加

☆　看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、看護小規模多機能型居宅介護の計画に定められた内容を基本としつつ、ご利用者様の日々の様態、希望等を勘案し、通い、訪問（介護・看護)、宿泊サービスを組み合わせて介護を提供します。
☆ご利用者様の都合による看護小規模多機能型居宅介護のサービスの変更が必要な場合、必要に応じて臨時で変更、追加が可能です。継続で変更が必要な場合は計画変更が必要となりますので介護支援専門員までご相談ください。

☆5.(1) の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は 1 か月ごとの包括費用（定額）のためサービスの利用回数などを変更された場合も 1 か月の利用料は変更されません。
5.(2)の介護保険の対象外のサービスにおいて、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日に利用中止の申し出をされた場合には料金をお支払いいただきます。ただし、ご利用者様の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

☆　サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示し相談の上決定します。

（5）看護小規模多機能型居宅介護の計画について

看護小規模多機能型居宅介護のサービスは、ご利用者様の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続し、地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、ご利用者様の心身の状況、置かれている環境を踏まえて、通い、訪問（看護・介護）、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、地域での暮らしを支援するものです。

当事業者は、ご利用者様の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご利用者様と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、その実施状況を評価し、計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご利用者様に説明の上交付します。

希望される場合、ご利用者様はサービス提供に関する記録の閲覧が可能です。複写物が必要な場合には複写に必要な実費のご負担をお願いしています。

6．苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口　　黒﨑　美紀　　TEL　086-206-4161
○受付時間　　毎週　月曜日～金曜日　　8 時 30 分～17 時

（2）行政機関その他苦情受付機関

岡山県国民健康保険団体連合会　　TEL　086-223-8811
岡山市事業者指導課　　TEL　086-212-1014

７．運営推進会議の設置

当事業所では、サービスの改善及び質の向上を目的として自己評価、要望、助言を受けるため、外部評価を定期的に下記の運営推進会議で報告を行い、新たな課題や改善点を明らかにしています。

＜運営推進会議＞

構　成　・利用者、利用者家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者、当事業所職員（介護支援専門員含む）等

開　催　・2 か月に 1 回以上

会議録　・運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し、提示する

８．協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各ご利用者様の主治医との連携を基本としつつ、病状の急な変化等に備えて以下の医療機関との協力医療連携体制をとっています。

<協力医療機関・施設>

岡山博愛会病院	086-274-8101
御幸町クリニック	086-272-1161
特別養護老人ホームアダムスホーム	086-274-8550
介護医療院みくに	086-274-3920
訪問看護ステーションサマリア	086-270-5665
デイサービスセンターハレルヤ	086-272-1337
居宅介護支援事業所	086-270-4001
養護老人ホーム　友楽園	086-200-0511
訪問介護ステーションホサナ	086-206-3901
グループホームまこと	086-206-4162

９．非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める災害対策計画に則り順次対応を行います。災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し定期的に従業員に周知しマニュアルの整備、避難、救出訓練、その他必要な訓練を実施しています。

災害対策に関する担当者　：　黒﨑　美紀

＜消防用設備＞　・自動火災報知機　・非常通報装置　・非常用照明

・誘導灯　・消火器　・スプリンクラー

１０．転倒・転落について

ご利用者様の身体状況に合わせた生活環境への調整を行い、安全に過ごしていただけるよう努めておりますが様々な要因から予期せぬ転倒・転落が起こってしまう場合があります。その際は昼夜を問わずにご連絡をさせていただくこともありますがご理解とご協力をお願い致します。

１1．虐待防止について

当事業所はご利用者様の人権の擁護、虐待の発生またはその発生を防止するため次の措置を講じます。

（１） 虐待防止のための対策を検討すする委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２） 虐待防止のための指針の整備

（３） 虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４） 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

担当者　：　黒﨑　美紀

サービス提供中に当該事業所または擁護者（利用者の家族または高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

１２.サービス利用にあたっての留意事項

○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

○他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。

○暴言・暴力・セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・器物損壊行為があった場合は利用をお断りさせていただくことがあります。場合によっては弁償していただきます。

【職場におけるハラスメントの防止に関する規定】に沿って周知・啓発をします。

○貴重品は、極力持参しないようにお願いします。

○事業所内での他のご利用者様に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

○予定日以外の急な通所、宿泊に対しては、人員配置の関係上送迎ができないことがありますので当施設へ連絡の上、自家用車での家族送迎または介護タクシー等をご利用ください。

○災害発生時、警報などで危険と判断される場合は、サービスを中止いたします。

○金品の貸し借り、受け渡しはご遠慮ください。

○タバコについて

健康を守るため、「敷地内全面禁煙」となっております。（電子タバコ等も含む）

ライター・マッチ等の火災の原因になるもの（タバコ・電子タバコ等も含む）

カッター・カミソリ・果物ナイフなどの危険物などの施設内への持ち込みはご遠慮ください。

R3. 4. 1 R4. 4. 1 R4.5.1 R4.10 R5.3　R5.11　R6.4　R6.11　R7.5　R8.5　改定

年　　月　　日

指定看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

看護小規模多機能型居宅介護のぞみ
説明者職名　　氏名

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの開始に同意しました。

利用者名

（〒　　－　　）

住　所

電話番号

代理人・身元引受人①　　続柄（　　）

（〒　　－　　）

住　所

電話番号

身元引受人②　　続柄（　　）

（〒　　－　　）

住　所

電話番号